

# 福祉医療制度を紹介

☎ 国民保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138

病院などで支払う医療費(保険診療分)の助成制度があります。ぜひご利用ください。なお、助成を受けるには申請が必要です。転入などの場合、助成開始日が下表と異なる場合があります。詳しくは、上記へお問い合わせください。

助成項目	対象	助成開始日など	自己負担	所得制限
乳幼児	小学校就学前の子ども	該当日から助成	なし	なし
子ども医療	小学生		あり	
中学生 (入院医療費)	中学生(15歳到達後、最初の3月31日まで) ※事後申請制	5年以内に申請	なし	あり
精神障害者(児)・ 精神障害老人 ※精神通院費のみ	精神障害者保健福祉手帳1～2級で自立支援医療 (精神科通院医療)を受給している人	申請月の月初からの助成	あり (本人の所得によつて異なる)	
母子家庭・父子家庭	18歳未満の児童(障害のある20歳未満の子)を養育している母子・父子家庭の母・父とその子ども			
重度心身障害者(児)	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A1～B1 ・特別児童扶養手当証書1～2級			
重度心身障害老人	65歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者で、次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1～3級および4級の一部 ・療育手帳A1～B1 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級 ・障害年金1～2級受給者			
ひとり暮らし寡婦	65歳未満で、次のすべてに該当する人 ・以前母子家庭だった人 ・一人暮らしが1年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人	申請月の翌月からの助成	あり 1割負担または 2割負担 (生年月日によつて異なる)	
ひとり暮らし高齢寡婦	65～74歳で、次のすべてに該当する人 ・以前母子家庭だった人 ・一人暮らしが1年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人			
65～74歳低所得老人	市民税非課税世帯の人			

## 国民健康保険における医療費のお知らせとジェネリック医薬品差額通知書の発送回数を変更

☎ 国民保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138

令和4年度まで、国民健康保険における医療費のお知らせは年に6回、ジェネリック医薬品差額通知書は年に4回送付していましたが、マイナポータルサイトで確認できるようになったことなどから、今年度から、それぞれ年に2回送付します。

	医療費のお知らせ		ジェネリック医薬品差額通知書	
	発送時期(内容)	回数	発送時期(内容)	回数
令和4年度	5月ごろ(1月、2月診療分) 7月ごろ(3月、4月診療分) 9月ごろ(5月、6月診療分) 11月ごろ(7月、8月診療分) 1月ごろ(9月、10月診療分) 3月ごろ(11月、12月診療分)	6回	5月ごろ(1月調剤分) 7月ごろ(4月調剤分) 10月ごろ(7月調剤分) 1月ごろ(10月調剤分)	4回
令和5年度	1月ごろ(1月～10月診療分) 3月ごろ(11月、12月診療分)	2回	7月ごろ(4月調剤分) 1月ごろ(10月調剤分)	2回